平成２２年（フ）第１１８５７号
千葉県匝瑳市川辺2090
債務者　伊藤　正子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９３５号
東京都足立区花畑４―23―５―402、住民票上の住所大阪府和泉市坂本町５―31
債務者　横田　秀美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９４７号
東京都足立区中川２丁目26―２―102
債務者　西村　忠男
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９４８号
東京都江東区東砂７丁目１―18―102
債務者　伊原　　弘
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９９５号
東京都江戸川区江戸川４丁目５―５―２―508
債務者　冨岡　正子（旧姓星）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２００１号
東京都日野市新町１丁目16―２―201
債務者　志賀　政彦
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２００２号
東京都墨田区千歳３―17―15―205、住民票上の住所東京都墨田区千歳３丁目17―15　大隅ビル２Ｆ３号室
債務者　藤本　広行
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２００３号
埼玉県坂戸市千代田２丁目16―35　ムーンシャイン壱番館102号室
債務者　亀村　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２００４号
埼玉県入間市大字上藤沢524―36
債務者　中家　康文
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２００５号
東京都昭島市拝島町３丁目11―６―1008
債務者　堀内　幸恵（旧姓湯本）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２００６号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目40―２
債務者　野澤　美穂
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２００７号
埼玉県北本市朝日２丁目238　ワコーレＲＧ北本Ｅ―612
債務者　打田　豊美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２００９号
埼玉県草加市中央２丁目５―１―303
債務者　吉場　幸枝
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０１１号
埼玉県さいたま市西区大字指扇1679―１　ＨＡＲＭＯＮＹ　ＨＩＬＬＳⅡ101
債務者　矢城　裕子（旧姓宗像）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０１２号
東京都葛飾区西水元６丁目12―19―202
債務者　及川　仁芳
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部